

平成 27 年 12 月 21 日(月)

懲 罰 特 別 委 員 会

米子市議会事務局

## 懲 罰 特 別 委 員 会

招 集 平成27年12月21日(月) 本会議休憩中 委員会室

出席者 (委員) ◎委員長 ○副委員長 ※臨時委員長  
◎村井 正 議員 ○前原 茂 議員 稲田 清 議員 ※遠藤 通 議員  
岡村 英治議員 尾沢 三夫議員 三嶋 秀文議員 三穂野雅俊議員  
山川 智帆議員 以上9名

(事務局)

石原局長 先灘局次長 景山局長補佐 幸本主幹 佐藤主任 岩永主事

傍 聴 議員15名(安達議員、伊藤議員、今城議員、岩崎議員、岡田議員、  
門脇議員、国頭議員、杉谷議員、田村議員、戸田議員、  
中田議員、安田議員、矢田貝議員、湯浅議員、渡辺議員)  
記者 4名、一般 なし、職員 なし

案 件 1 正副委員長の互選  
2 土光議員に対する処分の要求

### 開 会 午後4時3分

○臨時委員長(遠藤委員) ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

私が年長者ということですので、臨時委員長を務めさせていただきます。

それでは、委員長の互選を行います。

互選の方法につきましては、あらかじめ御了承いただいておりますとおり、臨時委員長の指名とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議ありませんので、臨時委員長の指名とさせていただきます。

それでは、委員長に村井委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

それでは、委員長に村井委員が当選されました。

委員長と席を交替させていただきます。

○村井委員長 委員長に指名いただきました、選ばれました村井でございます。皆様の御協力をおもちまして、委員会の進行に努めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、副委員長の互選を行います。

互選の方法につきましては、あらかじめ御了承いただいておりますとおり、委員長の指名とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議ありませんので、委員長の指名とさせていただきます。

それでは、副委員長に前原委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

それでは、副委員長に前原委員が当選されました。

副委員長、あいさつをお願いします。

○前原副委員長 前原です。しっかり議論して、今後のこともございますので、活発な意見を述べていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○村井委員長 本日の本会議で付託されました土光議員に対する処分の要求を議題いたします。

まず、提出者の岩崎議員から処分要求の提出理由について、説明を求めることにいたします。

岩崎議員

○岩崎議員 それでは、処分要求の説明を改めていたしたいと思っております。先ほどの本会議場で趣旨説明等は行ったところでございますが、また、質疑等もございまして、私の考えを改めて述べさせていただいたところでございます。

侮辱発言というところでですね。やはり今一度委員の皆様と考えていただきたいと思うところを述べさせていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたけども、土光議員、これまでの9月議会、あるいは6月議会の討論に関しましても、実は注意を受け、発言訂正ということがございました。今議会もそのようなことがあってはならないと、私自身も思っておりましたけども、いろいろ議事録等も確認させていただきましたら、やはり、例え引用であっても、これは引用として使ってはならない言葉だとこのように思います。通り一編の執行部追認の質疑、そして、附帯決議によって、多くの市議が賛同してしまうような学芸会議員、議会は市長の応援団、このような発言でございます。決してそんなことがあってはなりませんし、そんな気持ちは誰一人持っていないとこのように思うところでございます。

前議会も中川健作さんの発言等も引用されまして、野坂浩賢さんの発言がこの南北自由通路等整備事業に大きな影響を及ぼすような発言、これを訂正しておられます。この土光議員がまた、3度目も同じように侮辱と捉えられてもおかしくないような発言をなさったことについて、私は大変遺憾に思うところでございますし、全議員の皆さんもやはり同じ気持ちじゃないかなと私はこのように思っております。

ポイントといたしましては、引用の部分、何々を引用してというところであると思っております。これに尽きると思っております。引用して、自分の討論にするというふうな表現の仕方、これもやはり問題ではなかったかなと思っております。引用でも、きちんと統計的な数字的なもの

を引用するのであれば、何ら問題ございません。一般質問でも我々よく引用しているところがございます。しかしながら、その一般人からの投書、そういったものを引用することが、私はポイントだと思っております。一般人の投書というのは、あくまでも個人の主張される意見、それをあたかも一般人の投書だからということの本会議場で言われるというのは、自分の意見として捉えられても、全く仕方がないとこのように思っております。以上が私が考えるところの要求説明でございます。よろしく申し上げます。

○**村井委員長** そうしますと、ただいまの懲罰動議提出者に対し質疑はありませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 岩崎さんね、私は6月なり、9月議会の土光議員が陳謝をされました発言のことと、今回の事案というのは、同列にして僕は懲罰にするという理由は、該当しないと考えますが、どういうお考えですか。

○**岩崎議員** 私が思うのは、議会、先ほども申し上げたんですが、議会の発言の重み、本会議場での発言の重みということを皆さんに訴えたところでございます。同じ討論の場所で2度指摘を受けられたというのは、前提としてあるわけでございますが、あくまでも今回の処分要求は、その言葉を取りまして、私に対する侮辱というように、趣旨としては説明書のとおりでございますので書いております。ただ、委員会の場合でありますので、ほんとにこんなことが2度とあってはならないし、仮に懲罰動議の議案に関して、大丈夫だよと、容認できるよということになっても、これもまた、ほんとにその発言を改めて考える機会にはならないのではないかとこのように考えております。

○**遠藤委員** 侮辱ということに岩崎議員はどう理解されておりますか。

○**岩崎議員** 侮辱でありますと私が普段、例えば、市民の皆さんとのいろいろな意見交換の中でも、あるいは委員会の中でも、本会議場の中でも、責任を持って市民の声を市政に届け、そしてチェックすべきはしっかりとチェックしていく、私は議会人としてそのような気持ちを固めておりますし、そのように行っているつもりでございます。それに対して、いかにも学芸会議会だとか、ということを引用された、この言葉は一般の方が聞かれても、議会はそういう議会なのかと思わざるを得ないような発言であったと思います。私はその部分を大きく傷つけるものではないかとこのように思います。それが侮辱とこのように考えています。

○**遠藤委員** 私が調べたところによると、刑法231条、これの中に侮辱罪というものが該当するとあります。それによると、侮辱とは、軽蔑又は名誉感情を害する行為、これが侮辱だと言っています。つまり、あなたが今回、土光議員に対する侮辱動議を出された内容は、これから見たときに、どこが該当するのか、少し私は理解できないですが、どこが該当しますか。つまり、軽蔑ということは当てはまりますか。あるいは、名誉感情、いわゆる名誉毀損ですけども、それが当てはまりますか。どこのところが土光議員の討論によって、それが該当するとお考えですか。

○**岩崎議員** 名誉毀損という部分であるんじゃないかと思えます。学芸会議会だと、言ってみればそのような言葉が出ること自体があり得ない発言だと思っております。それが、本人は引用されたとおっしゃいますが、それがあたかも引用部分だけで自分はそんなことを発言していないよとは誰も取られないと思えますので、明らかにこの部分は、もう名誉

毀損であると私はこのように思います。

○遠藤委員 あなたの今の意見を聞いていると、この名誉毀損というのは、一般的に個人を指すことになると思うんですね。組織に対する名誉毀損というのは、まずないと思います。つまり、議会というのは組織ですよね。そういうことから考えるとあなたの侮辱というふうに思われている部分は、あなた自身が侮辱を受けたということの侮辱要求書なんだと思いますね。そのことがあなたにとってどんな名誉毀損になるんですか。

○岩崎議員 これはあくまでも、自分の主観であると思います。自分が名誉毀損だと、侮辱されたと思えば、それは侮辱に当たるものと私は解釈しております。

先ほど冒頭に申し上げたんですが、普段の議会活動でほんとに自分が、確かに、岡田議員は、それは一般の市民の方が考えるべきものだよとおっしゃいましたが、自分なりに議会活動をほんとに真摯に取り組んでいるかと自問自答したときに、私はそのように、がんばっているんじゃないかなと、手前みそですけども、ほんとにそのようなふうには思っております。その活動に対して、いかにも執行部追認で、しゃんしゃんの議会だと、学芸会以下なんだよと、というようなことを言われること自体ほんとにそれは名誉毀損に当たると私は思っております。いかがでしょうか。

○遠藤委員 私がお尋ねしたのは、今申し上げたように、刑法231条に規定するとすれば、個人が名指しで受けたという場合においてのみ、名誉毀損に該当すると思うんです。かつて、前の市長の引退挨拶の中で、本会議場で、マムシのような議員がおられたという発言があったんですよ。これ誰だろうかというふうにいるいろいろ思いめぐらしたけども、名前を直接言っとらんということで、これは名誉毀損に該当しない、こういう例は残っているんですね。だから、私が聞いたのは、この侮辱というのは、あくまでも組織に対する言葉ではなくて、個人に対する具体的な個人名が出た場合、あるいは、その個人名が想定される場合、というようなことが根底にないと侮辱罪は成立しないんじゃないかなと思います。

この間の安倍総理と菅さんの裁判が行われましたよね。侮辱罪、名誉毀損で、安倍さんが言ったことは、そのようなことを思わせたような行動をした菅さん、あなたにあったんですよと、裁判長は判断を下したわけですね。それで結果的には、名誉毀損にならなかったんですね。だから事実というものはきちんと確定されるというか、言うことが見えないと、ただ議会に対する市民の批判があったからといって、それが議員個々に対する侮辱罪だと、こういうふう一直線に結びつけるのは、少し侮辱というものの規定からずれているんじゃないかというふうに僕は理解するんですけども、そうではないですか。

○岩崎議員 まことにお言葉を返すようですけど、そうではないと思っております。

侮辱という法的な解釈、個人、あるいは議会全体にというような、そういう法的な解釈の部分は私もはっきりと申し上げることはなかなか困難であります。今現在ですね。ただ、議会での言葉の使い方、品格、そういったものというのは、我々は持っていなければならないものと考えております。私が考えているのは全く裏腹に言うてはいけなような発言、それを自分でいかにも学芸会議員は、自分も含めて、土光議員も含めてそういうことをやっているんだよと解釈もされるような言葉だと私は思っておりますので、侮辱の使い方ということに関しては、はっきりとなかなか申し上げることは困難でありますけども、

私は議会人としての言葉の重みというものを強く皆さんに訴えたいと思っております。

○**遠藤委員** あなたは今、議会運営委員会の委員長の職にありますよね。そういう思いが強くあなたにあったということになるんじゃないかと思いますがいかがですか。

○**岩崎議員** それは、その責務というのは感じております。その責務は感じておりますが、直接私は議会運営委員長だから、必ず手を挙げてその要旨を説明して動議を言ったということはございません。これはあくまでも、私議会人として、率直にそのように感じたところでありますので動議といたしました。

○**村井委員長** 遠藤委員は、個人のことを言われたということになりますけれども、岩崎議員が言われているのは、私を侮辱するものであり、ひいては全議員を侮辱するものであるというぐあいに書いておられるんですけど、審議の対象というのは、議会の運営について、侮辱があったということなんですか、事務局サイドとしては。

○**先灘次長** 処分要求書を拝見しますと、最後のこれらの発言は、私を侮辱するということでございます。これは遠藤議員がおっしゃいましたように、人に対してのものでございます。これについては、解説書によりますと、一般的な基準はないということで、当該議員が侮辱と感じるならば処分要求することができるというふうになっています。第三者から見ると侮辱に値しないという内容であっても、本人が侮辱と受けとめた場合は、処分要求書を議長に提出することができるというふうになっておりますので、それを今回受け付けたというものでございます。以上でございます。

○**山川委員** 懲罰特別委員会は、地方自治法に基づいて、委員会が開かれていますので、先ほど、法の解釈というのは理解できないというふうに言われたんですけども、やはり、侮辱と言われるからには、どういう名誉毀損を受けて、損害を受けたということを立証しない限りは見えないと思います。法律の範囲においては。それはどうなんですか。

○**岩崎議員** 立証とおっしゃいますけども、この記載してあるとおりでございますので、それが私の立証とさせていただきますと思います。

○**山川委員** 立証できない。精神的な慰謝料という形では発生していないということですね。後一点なんですけど、議員には表現の自由が保障されています。これを言葉尻、今回マスコミの引用の「学芸会議会」、「議会は市長の応援団」という言葉尻を捉えて、やはり検閲してはならない、こちらは憲法において記載してありますが、これとの抵触については、どういうふうな認識ですか。

○**岩崎議員** 憲法論を持ち出されると、私も非常に何ともわからない部分があります。ただ、先ほど来申し上げていますが、議会議員は、全て言葉を、全て言論を保障するものかということ、私はそういうものではないと思います。

○**山川委員** 議会人ですので、差別用語、例えば、岩崎議員に対する個人的な差別用語をされたということでしたら、賛同し得る場合もあると思うんですけども、今回、土光議員が取り上げたのは、やはり、インターネット中継の必要性ということで、もっと公開すべきだということで、その市民からの意見、マスコミに記載してあった意見の一例として取り上げただけですので、やはり、議会人として、自分が侮辱を受けたというふうに値しないと思います。ですから、議会として、やはり、なぜ大統領制と同じで絶対権限を与えられている中で、その議会と市長・当局は、緊張関係になければならないと基本条例に記載

してありますけども、議員同士が表現の自由を検閲しあって、表現を抑えなければならないといったら、緊張関係にならないと思います。侮辱といっても立証ができないので、私は侮辱に値しないと思います。

○岡村委員 2点ほどお尋ねいたしたいと思います。処分要求書に岩崎議員が書かれておりますけども、真摯に市民の声を市政に届けているにもかかわらず、議会は市民に対して見えていない旨の発言があったと、こういうふうに記されています。しかし、これは、私たちが努力をいろいろやっているんですけども、市民の皆さんが何をやっているのか分からんがといった声があるというのも事実だというふうに思うんですね。そういう中であって、私たちは、議会報告会を開催しようじゃないとか、さまざまないろいろな工夫を凝らしているといったことだというふうに思います。そういったことについて、あえて、こういったことを取り上げられたといった真意というのは、岩崎議員のどこにあるのか。まず、これについてお伺いしたいと思います。

○岩崎議員 岡村委員がおっしゃったように、日々、不斷の努力、ほんとに市政の厳しい中で、我々も市民報告会をやったり、活動を展開しております。ほんとに、時には厳しい意見を言われたりということもあるわけでございます。それを全てしっかりと受けとめて、自分の中でしんしゃくをしながら、議場の場で、委員会の場で、あるいは普段の議会活動の場で、市政に市民の声を届けている、これは現状であります。私もまさにそう思っております。岡村委員もそのように普段から活動しておられるんじゃないかと思えます。ただ、そこで、討論とはいえ、議会が市民に対して見えていないと断言をされるような言葉が、私はあってはならないと思います。だから、常にやっぱり市民の方に我々はきちんと真摯に活動を報告もし、そして声を聞き届ける。これが我々の普段の活動ですので、議会は市民に対して見えていない旨の発言があってはならないと思います。これが私の真義でございます。

○岡村委員 もう1点は、インターネット中継に向けての研究というものを審議されたというのは、委員会の中でも自由闊達な議論というものが保障されなければならないといったことの前提に議論がなされたというふうに思います。それについて、どういうふうに解釈するかは別としてですね。ただ、こういったことについて、今侮辱だとか、そういった思いというのをお持ちになるかもしれません。個人的に岩崎議員が、しかし、こういったことについて、今、私たち、いろいろな議論がある中で、こういう処分要求をしていくということについては、かえって自由闊達な議論というものを萎縮させていく、そうしたことというのが、ほんとに懸念されるのではないかと、私はそのほうが心配するわけですけども、そういった点については、どのようにお考えでしょうか。

○岩崎議員 私の真意をほんとに申し上げます。本会議は、先ほど質疑で申し上げましたが、本会議の場というものは、やはり議会議員として、品格をもった発言、責任をもった発言というのが絶対的に必要だと思っております。まさに本会議場での討論の場、これは当然、インターネット中継も、録画中継もされておる中で、市民の方が、例えば、その一部分だけを聞かれたときにどう思われるんでしょうか。それは、その一部分だけを聞かれた市民は、米子市議会はいったい何をやってんだと、そう誤解をされる市民が多くないでしょうか。私は、そんなことがあってはならないし、あってはならない発言なので、

ここは発言訂正というよりは、もうやはり陳謝をしていただきたい、このように思う次第です。

○岡村委員 今、発言訂正というふうなこともおっしゃいました。私は、そういった部分というものの、いろいろ全議員が考慮すべくということは必要な場面もあるかもしれませんが。しかし、品位とか品格とか言われましたけど、それを判断するのは、市民一人一人であるし、これは議会が押しつけるというものでは私はないというふうに感じています。そういった点について、岩崎議員はどのようにお感じでしょうか。

○岩崎議員 ちょっと内容がよくわからなかったんですが。

○岡村委員 先ほど、品位とか品格というふうに言われましたけども、それを判断するのは、市民一人一人であって、私たちがこれは品位に欠けるとか品格に欠けるとかといったことを押しつけるといったことは、違うのではないかというふうに私は思っているんですけども、岩崎議員はいかがでしょう。

○岩崎議員 そのために、議会運営委員会というのはあるんでしょうけども、議会運営委員会では、直接このような言葉のことを議論したことは、私が委員長になってからはありませんでした。過去、あったかもしれませんが、言葉の使い方というものを市民が受ける、受けた感覚によるものとおっしゃいますけども、やはりみずからが、言葉の使い方、言動は律するべきだと私は考えております。極端に言えば、何を言ってもいいよという世界では全くないと思います。岡村議員もいろいろ討論に立たれる場もあるんでしょうけど、やっぱりそこら辺は、自分でお考えになりながら原稿を作成し、やはり自分の主張をきちんと伝え、品格を持って討論をなさっていると私は思っておりますけども、残念ながらこのたびの土光議員の発言は、いろんな引用をされながらの発言であったと思うんですけども、一部自分のご意見を言われたということもありますけども、相対的に言ってその引用の部分というのは、ご自分のご意見であると捉えられても、市民の方が捉えられてもしょうがないものと思います。ですから、これは処分を要求させていただきたいと考えております。

○遠藤委員 委員長、議事進行。

岩崎議員、言葉のことは大事といいながら、大変な誤った見解を述べられましたよ。

本会議は、品格なり品位をもってきちんと論議しなければならない場所だ、という言葉の裏は、委員会ならどうでもいいのかという発言に聞こえるんですよ。本会議であなたは同じようなことを言ったと思う。本会議と委員会は違うんだよ、僕これはね、議運の委員長として適切な言葉ではないと思います。本会議であろうとも委員会であろうとも、品格を重んじ品位を重んじなければならないんですよ。そこに区分けはないんですよ。そこら辺について、きちんとあなた自身訂正しておかれないといけないと思いますよ。

○岩崎議員 あのおっしゃるとおりです。私の発言が誤ったかもしれませんが。言葉の使い方が間違っていたかもしれませんが。議会活動において、本会議でも委員会でもやはり議会人として、責任を持った言論、そして品格を持った発言、そういったものは徹底されるべきと考えます。

○稲田委員 処分要求書、読ませていただきました。その中で、土光議員の発言から抜粋されて、かぎ括弧が3つあります。まず1つ目、「議会は、市民に対し見えていない」。

2つ目が、「通り一遍の執行部追認の質疑、そして附帯決議によって多くの市議が賛同してしまうような学芸会議会」。3つ目、「議会は市長の応援団」とございますが、岩崎議員にとって、この3つのどれが特に侮辱に当たるといえるのか、お聞かせください。

○岩崎議員 どれがといたしても、全てに当たると考えております。直接的に、引用ではなく、本人のご意見で言われたのが、上段の「議会は、市民に対し見えていない」、これはご自身のご意見でございました。これは、そんなことはないでしょうと思うわけであり、後は引用という部分で、この言葉が使われたわけではございますけれども、それもやはり同じように名誉毀損といいたしましょうか、侮辱に当たるべきものじゃないかなと考えております。

○稲田委員 議会が市民に対して見えていないというのは、おそらく土光議員の意思から出たものであろうということで、それ以外の2つに関しては引用されているけれども、責任の所在は、発言された土光議員にほぼ責任の所在があるという認識で、よって、この3つがいずれも土光議員の意思から発せられた言葉という認識で、ひいてはそれが侮辱につながっているという見解でよろしいでしょうか。

○岩崎議員 はい、そのように受けとめております。

○村井委員長 ほかにございませんか。質疑です。

三穂野委員。

○三穂野委員 稲田委員と似てるんですけど、最後に確認させていただきたいんですけども、侮辱をされたという部分がどこなのかというところだと思います。今、稲田委員がおっしゃいました「通り一遍の執行部追認の質疑、学芸会議会、市長の応援団」というものが引用であるけれども、これが要は、土光議員の考えであるのではないかと、また、市民の議会に対する考えであり、期待の裏返しということを書いてあるけれども、これも市民の考えといたしながら、しゃべられたこともそれは土光議員の考えであると、だからこの言葉をそのまま捉えたときに、議会であり岩崎議員自身が侮辱をされたという理解でよろしいんですね。

○岩崎議員 そのように考えております。

○三穂野委員 先ほど、本会議と委員会という中で、それが当然、どっちもどっちだといった大事だということではなくて、という話が遠藤委員からありましたけれども、当然理解しているけれども、要は討論という場合は、案件に対して賛成反対の意見表明をする場であって、そこで一部賛成反対というようなあいまいな発言をしてはいけない。討論というものの中で、こういった引用を使われて、こういった発言があったこと自体は、本人の意見であり考えを表明したと、その中でそういった発言というのが侮辱に当たるとそういうふうな捉え方でこの趣旨でよろしいのでしょうか。

○岩崎議員 そのように考えております。

○村井委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。では、質疑を終結いたします。

岩崎議員ありがとうございました。

(岩崎議員退席)

お諮りいたします。

本件については、土光議員から一身上の弁明の申し出があります。

これを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○村井委員長 それでは、土光議員から一身上の弁明をしていただきます。

土光議員に入ってもらってください。

(土光議員入場)

土光議員から一身上の弁明をしていただきます。

土光議員。

○土光議員 先ほど、本会議でも発言を許していただいて、その内容と基本的には同じなんですけど、再度、特に言いたいことを発言させていただきたいと思います。

岩崎議員が問題にしているのは、私の引用部分、再度言いますと、「通り一遍の執行部追認の質疑、そして附帯決議によって多くの市議が賛同してしまうような学芸会議会」という表現とか、「議会は市長の応援団」、この発言を指して岩崎議員を侮辱して、ひいては全議員というふうに言われています。ただ、先ほど言いましたように、引用というのは、私が言いたいことを明確にするための引用であって、決して過剰な引用というふうには、改めて自分の発言の議事録を読んでも、そういうふうには思いません。

再度言いますと、もともとこの討論は、陳情第37号委員会のインターネット中継を求める陳情、その必要性を述べるために引用しました。つまり、市民の議会に対する目、厳しい目というのを、まず私たちは受けとめる必要があるという意味で、投書の文書を引用しました。そしてそれをもとに、そういった厳しい目があるのは、1つの理由としては、やはり私たち自身が十分議論できていないということもあるかもしれないけど、決してそれだけではなくて、私たちが熱心に議論している場、要は委員会の場ですけど、そういったことを市民にまだまだ、市民がなかなかそれを知る手段がない、そういったものも大きな理由ではないかということで、あえてこの市民の厳しい指摘を引用しました。

再度繰り返しますけど、決してこの引用そのものを自分の意見としたいという引用ではなくて、陳情第37号の賛成の趣旨を述べるために必要な引用であったと思いますし、議事録を見てもその引用の仕方、決して誤解を招くような引用の仕方ではなかったというふうに今でも私は思っています。以上です。

○村井委員長 土光議員の弁明は終わりました。

土光議員には御退席いただきます。ありがとうございました。

(土光議員退席)

これより、土光議員に対して、地方自治法第133条に定める陳謝の懲罰を科すべきかどうかを御協議願います。協議に入りたいと思います。

各委員の御意見を伺っていきたいと思います。

○稲田委員 今、土光議員のお話の中で、先ほど本会議で同様なことを言われたか正規にわかりませんが、ただ、引用であって自分の意見ではないという言い切りだったと思います。要は別だということだったと思います。であるならば、岩崎議員とまず見解の相違が1つ生れているということになりました。この相違をこの委員会の中で、相違があると認めるかどうか。あるのならば、どちらにより客観性というか、正当性があるかを諮る必要があると感じました。

続いて、仮に土光議員が言われたことは、あくまでも新聞紙上、ほかの情報であろうとも議員が口にしたので、全て自分がそしゃくした上で、自分の意見が100パーセントあったとして、その上で執行部追認とか附帯決議で学芸会云々は、どこまでその侮辱に値するのか。

そして、3番目に、その段落の最後に土光議員が期待の裏返しだと、逆に言うとも期待の裏返し、同じ趣旨のことを2つ並べてらっしゃるので、あくまでも、ちょっと厳し目の比喩表現だけれども、最終的に自分が言いたいところは、むしろ裏返しだと、要はそれぐらい期待されているんですよということが言いたかったのかなと、後は本人と直接やり取りできませんので、ここはもう議事録であったり、先ほどの答弁であったりから類推するしかないと思いますが、要点だけ言いますと包含はされているのかされていないのか。包含されているとして、この文言自体がどれだけの侮辱に値するのか。最後は期待の裏返しだとおっしゃってますんで、それは全部比喩で用いたわけですので、比喩でもだめな比喩はありますからそれ自体がだめだっただめですけど、いや比喩表現なのでそれは侮辱に値しないと。この3点が私の中で今、見極めのポイントという認識を持っております。

○村井委員長 3点ですか、岩崎議員と土光議員の間に事実認識に違いがある。引用に対しての考え方が違う。2点目は、なんですか。

○稲田委員 土光議員が意見を言ったとして、土光議員が新聞紙面ではなくて自分の考えで「通り一遍の執行部追認」とおっしゃったとして、それ自体が問題ないか。最後は、期待の裏返しは、逆に言うとも期待の裏返しとおっしゃっているので、あくまでも比喩として使われていて言いたいことは、追認機関とかではなくて、そうでないための議会ですよということをおっしゃっているのではないかという検証が立つのではないかということです。

○村井委員長 要求書は、私を侮辱するというぐあいにはっきり言っておられますんで、そういうぐあいに思われるかどうかということも、意見の中心になろうかと思えますし、ひいては全議員を侮辱することについて、皆さんの御協議をお願いします。

○尾沢委員 先ほど、土光さんの話を聞いて、要は目的は、インターネット中継を求めていくその目的のための、ここに書いてある2つを引き合いに出して自分の目的を達成、それを討論の場で正当化と言いますか、いわゆる自分の発言の論拠になるのはここなんだというふうに言われているというその言葉として市民の方の投書ということですが、これは、一投書をみずからの考えとして表現されたものとして、私たちは岩崎議員の挙手に対してもう一度こう自分自身で考えてみて、こういった発言というのは適当ではない。要するに、不適当な討論の内容であろうというふうに感じたものです。

○村井委員長 ネット中継の論拠に投書を交えるのは不適当。

○尾沢委員 不適当だと思います。この引用はですね。

○村井委員長 で侮辱する。

○尾沢委員 だからここに書いてある、これは議員個人がやはり感じることなので、この内容に書いてあるものについては、意見を述べるならば賛同すべきだと思います。

○三穂野委員 最後、岩崎議員に確認させていただいた点が、論点なのかなと思っております。先ほど、山川委員や遠藤委員から話があったが、法的な部分というのものもあるんでしょうけれども、やはり本人が侮辱をされたというところが、侮辱に値するのかわからないのか

のための今回特別委員会だと思しますので、そこをしんしゃくするところだと思っています。討論という場というのが、先ほども言いましたけれども、私も案件に対して賛成反対を言う場だというふうに思っております。その中で、こういった引用というものが適当なのかどうなのかというところだと思います。これは市民の方がおっしゃっている、それはもちろん先ほど岡村委員も言われましたけれども、市民の声というのは、いろいろあるでしょうし、市民が評価するという、こういう意見があるのは、それはもちろん全議員、議会としても受け入れなければいけないと思うんですけれども、討論の中で議員がこういった引用を用いて言ったものをこれは新聞の記事だからということで、自分の意見ではないよと捉えるのか、それともそういった意見というのもやはり討論の場での発言、賛成又は反対を表明する中で言われるものに関して言えば、それは当然議員一人の意見、考えとして捉える、というところが論点なのかなと私は思っております。個人的に、この通り一遍の執行部追認だというものをお前はそうだと、附帯決議に賛同して多くの市議が賛同してしまうような学芸会議会ではないか米子市議会は、米子市議会は市長の応援団ではないかと、これを直接言われたときにどう捉えるのかなと思うと私は、私も侮辱をされたのかなと思います。ですので、ここを引用というものを討論の中で用いたときの言葉として適当なのかどうか、というところかなと私は捉えています。その中で、討論の中でこういったことを引用するということは、やはりこれは、先ほど土光議員の話だとあくまで必要な引用であって、私の考えとは違う的なニュアンスを受け取ったので、先ほど稲田委員もおっしゃいましたが、そこはあるのかもしれませんが、討論という中でこういった言葉というのは、土光議員の考え、また思い、いうふうに私は、今考えていますので、今回のこの発言というものが適当であると思いませんし、岩崎議員がそれを侮辱と捉えたのであれば、私はそうであるかなと思っております。

○三鴨委員 私も態度表明する前に、稲田委員と同じ点を、尾沢委員と三穂野委員は結論を申されましたけども、委員の中で議論したい点がございまして、それは先ほど来、出ております発言の責任の所在という点でございまして、引用をされるということは、先ほど岩崎議員がおっしゃられましたとおり、公式的な何々省の発表によるとか、何月何日の新聞報道によるとか、そういった話の引用というのはあるかと思うんですけども、個人が投書をされて採用されたものを今回引用された、それがその発言の責任の所在というものがどこにあるのか、こういうふうな意見があると投書に書いてあった、こういうふうな意見があると市民が言っている、それで責任の所在を逃れることができるのかどうなのか、この点が大きな問題だと思っています。もしも仮にですね、そうではないよということであれば、発言の全責任は議員が負うんだということであれば、今回の土光議員の討論というのは、少し過剰な引用ではなかったのかなと捉えられる人もおられるでしょうし、そうであるからこそ岩崎議員は、今回処分要求を出されたものと考えております。ですので、稲田委員が1番最初の1点目でおっしゃられたことというのは、確認といいますか、議論をしておかなければならないのかな、それによって、三穂野委員もそれを前提に自分はこう思うからというふうに発言をされたので、その点がポイントかなというふうに思っております。まだ確実な態度表明までできませんが、意見しか述べられることができませんけれども、そのような意見を述べさせてやってください。

○村井委員長 三嶋委員が言われるのは、発言の真意というのが土光議員の発言について、土光議員の見解と岩崎議員は違うと、ここを確認する必要がないかということですね。

○三嶋委員 はい、そのとおりです。後、発言の責任の所在です。

○村井委員長 事務局に聞きますが、ここでまた聴くというのは可能ですか。

○先灘次長 一身上の弁明が終わっていますので、これは聴く場がございませんので、後は委員の皆様でご協議いただいて、結論を出していただくということです。

○村井委員長 改めて事実確認はしないということでございます。

○前原委員 私は自由闊達な意見というのは、大切なことで保障されなければいけないんですが、議員は発言に責任を持たなければいけないと思っております。討論が議題に対して、みずからの賛成反対の意見を述べる場所なので、他人の声を使ってそれをあたかもそういう形で誘導するというのは、どういうものなのかなと議場にて思いました。非常に残念だなと思います。そしてまた、私もこの発言は議会を侮辱しているんじゃないかと思えますし、議会はなにかんづく議員の構成になっておりますので、議員に対する侮辱ではないかと思えます。非常に残念な、また今後の討論のあり方について考えなければいけないんじゃないかというふうに思えます。粛々と自分の意見を述べるのはいいんですが、他人の意見に対してそれを引用して、新聞の引用という形で引用されるのは、非常に不愉快です。以上です。

○遠藤委員 私は、今回の侮辱要求は該当しない。結論から申し上げますと、その理由は、個人がそういう受けとめたというような表現が使われてくるけれども、具体的なそれは個人というものが名指しされている、そういうものが前提であるべきであって、ただほわっとした中で、私はそう受けとめたというようなことだけで侮辱罪になるということにはならない。私はそう思っています、名誉毀損というものの事実は存在しない、こういうふうに思えます。それから、第三者の引用をもっていろいろ議論されていますけれども、私は言論の自由、表現の自由という憲法の規定、そして議会在言論の府と言われるようなことを考えてみたときに、私は第三者の引用であろうとも、それは引用しても差し支えはない。こういうふうに思っています。

それでもう1つは、議会の品位の保持とか、品格の保持とか地方自治法に書いてありますけれども、これに対しては該当しない。品位の保持というのは、私生活とか云々ということになるんですけども、これには全く該当する話ではないということを考えると、私は議会の品位が汚されたということにはならない、こういうふうに思えます。

表現の仕方というのは、それぞれ個々においていろいろ違いがあると思うんですけど、ただ、土光さんが言った中身というのは、新聞にそう書いてありますとはっきり言っておるわけであって、それを引用しているわけであって、何も改ざんしているわけでもない。私は市民の皆さんの声、これは仮に引用したことで議会がおかしいというのは、これは個人が発信された言葉で私は影響してくると思いますよ、今回処分すると、個人が投稿したことを議会で引用された、それは議会を侮辱したことになる、こんなことにつながる可能性だって私はあると思っています。だから、そういう意味から考えると、第三者の言われたことを新聞だろうが、雑誌だろうが、引用されることについては何ら問題ないし、その人自身がそれを表現されたことだし、何ら否定する見解を議会が持つべきではな

い。こういうふうに私は思います。それが言論の自由、表現の自由、この大義を見失ってはならない、こういうふうに思います。ただ討論のあり方というものについては、やはり議会における党派としての意見であり、やっぱり個人としての意見ですから、その辺について自分のものとしてきちんと控えて議論をしていくと、いうことを忘れてはならない。いうふうに思いますね。そこの辺のところは、これからお互いに注意するというか、もっと勉強を深めるというか、そういう点はただあるんじゃないかなという印象はありますが、ただそれが自身が今回の場合が、それが侮辱行為にまでなるかということになるとならない。こういうふうに申し上げたいと思います。

○**山川委員** やはり表現の自由は保障されないといけないと思います。言葉尻を捉えて検閲をむやみにするべきではないと思います。確かに、自分に同調する意見、同調しない意見、同調しない意見があっても残念とは思いません。マスコミも4社おられますけども、同じ物事、出来事があっても違うふう書かれていることはよく見かけます。そして、市民の皆さんでも全ての物事において賛成派、反対派という、たくさんの方の意見があります。そのどの意見を尊重するかという、その意見を引用するかというのも各委員の判断に任せて、良識ある判断に任せて、表現の自由を保障すべきだと思います。そして、今回、学芸会、市長の応援団、通り一遍執行部の追認であるような形で捉えていますけども、土光議員の全部の抜粋の中で5月1日の日本海新聞において、その学芸会、これでいいですか、議会は市長の応援団ではない、というようなことが書いてあります。これは市民の議会に対する考え、議会に対する期待の裏返しだと私は思います。ということが述べてあります。その後、土光さんは、議員になる前、私もこのように最初は思っていました。しかし、中に入ってみると、やはり熱血して、やっぱり議論をかんかんがくがくされている、だからこそ委員会をインターネット中継する必要性がある。関連性がある、必要性があると判断されて討論されていると思います。やはり、表現の自由は保障されるべき、むやみに言葉尻を捉えて、1つの言葉を捉えて検閲されるべきではないと思いますので、結論としては、今回は処分に値しないという判断です。

○**岡村委員** 私も議会の委員会も含め、本会議も含め、議論というのは自由を保障されるべきだというふうに考えます。そういった意味において、今回の処分要求というのが、妥当性があるかどうかといったことなんですけども、先ほどから、5月1日付の新聞に載った文章の引用ということが問題になっていますけども、しかし、もし仮にこれが議会や議員を侮辱するものであるというふうに考えてほんとに処分に値するというふうに考えられるのであれば、それ以前にこの文章そのものに対してですね、きちんとした反論なり、訂正なりを申し入れるということがまず先決でなされるべきだろうというふうに考えます。それを抜きにしてですね、その部分を引用したという議員を処分に値するといったということについては、途中経過というものを全く無視したことだというふうに思っております。そういった意味においてですね、根本は議会での議論というのは自由で行われるべきだといったことがありますので、処分に値しないというふうに私は考えます。

○**村井委員長** 皆さんのほうからいろいろありましたが、まだ判断に至らないという話もございましたけれども、事務局のほうに確認しておきたいんですけれども、処分というのは、4段階ありまして、戒告、陳謝、出席停止、除名、がありますが、今回の陳謝という

のは、どのような処分なのか。

○**先灘次長** 陳謝は、地方自治法の第135条の2番目、1番軽いものは戒告、その次の重さであるということになります。議場において懲罰を決定した場合、懲罰事犯者がみずから理由を述べてわびる機会だというのが陳謝でございます。ですので、戒告になりますと、議長が議場で戒告処分、こういう理由で戒告しますということで終わるんですが、陳謝の場合は、陳謝文をこの委員会で確認していただいて、その文言どおりの陳謝文の朗読をしていただくこととなりますので、公開の場でわびることになるかと思えます。

○**村井委員長** という処分内容だそうです。そこで、協議をお願いしましたけれども、ほかに御意見等はございませんでしょうか。

稲田委員

○**稲田委員** 新聞紙面等を引用した場合、どこまで議員の意思として含まれるかという部分でそこにこだわっているんですが、今、仮にすぐ採決になった場合で、これが処分すべきもの、すべきでないものどちらかになると思いますが、そうなったら、要は我々の議会活動も、過去もそうだったかも知れませんが、将来に向かってより引用するものに対して、今回の土光議員が引用された類のものは、侮辱に当たらないという確認が自動的になされるということですよ。

○**村井委員長** 今回の委員会若しくは本会議の決定によっては定まってくる。

○**稲田委員** あくまでも出されたのは、処分は土光議員の発言に対して陳謝を求めるものですが、我々の手を挙げる挙げない採決に対しては、そこも事実上、実質上含まれるものという理解なのか。この事案はこの事案で、また起きてほしくないですけど、また似た様な事例があれば、そこは一からまたこういう場が開かれるのか。どうなります。

○**遠藤委員** 稲田委員の議論というのは大事なことなんでね。だから、この案件がどうなるろうとも、初めこれを処分を決めてしまうということになっちゃうと、言論の自由、表現の自由が、今後についての議会活動に制約をかける。これは間違いないと思いますよ。だからこの問題は慎重に議論しなければいけないし、刑法第231条を引用したのは、そういうふうに思った者が、侮辱を受けたというじゃなくて、その人、例えば遠藤という者に言葉をかけられて、そして俺は侮辱を受けたと、侮辱していないと相手が言ってもこれは侮辱であるという分ならこれは認められる。今回の場合は、岩崎議員と特定した個人的なものが、全く表現上は見えてこないし、市民の方の投稿そのもの自身が、市民の方の自由な見解であって、それ自身を否定するような話を我々議会がすべきではない。それはその人たちと対話して説明をしたりすることはあっても、それ自身を否定はできないわけだ。それを引用したからといって、これを自分が作って引用した、これは問題になりますけども、相手の人が書かれたことを引用したそのものを書いてらっしゃいますから、これは事実上、証拠を改ざんしたわけでもなんでもない。だって一番大事なことは、侮辱という行為が今回の岩崎議員の提出という形で認めてしまうと、今後の議会の議論が、言論の自由、表現の自由が制約を受ける。これは間違いない事実になります。だからそういう点では非常に危険な結果になるから、僕たちは侮辱法というものが存在しない以上は、処分に値しない、こういう意味だ。

○**村井委員長** それではこれより、採決に入ります。

本件につきまして、懲罰事犯として陳謝の懲罰を科すべきものと決定することについて、採決いたします。

土光議員に対して懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 4 人・尾沢委員、三嶋委員、三穂野委員、前原委員〕

○村井委員長 4 名。

○先灘次長 念のために反対を聞いていただいて、同数でしたら委員長裁決ということで。

○村井委員長 念のために伺います。

反対であるという方の挙手を願います。

〔反対者 4 人・稲田委員、遠藤委員、岡村委員、山川委員〕

○村井委員長 4 名。4 名、4 名ですので、委員長裁決となります。

委員長の裁決は、賛成少数と認め、本件は懲罰を科さないことに決定いたします。

以上で、懲罰特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 5 時 1 0 分

懲罰特別委員長

事 務 局	
局 長	主 査